

自由論題 5「アジアの自由貿易」・報告 2

報告テーマ

東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) 投資章: 日本にとっての意義
“RCEP Investment Chapter and its significance for Japan”

氏名 (所属)

齊藤 安希子 (慶應義塾大学・院)

要旨 (800 字程度)

東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) は、ASEAN10 カ国と日本、豪州、中国、インド、ニュージーランド、及び韓国が参加する、現在交渉中の経済連携協定である。2013 年 5 月に交渉が開始されて以降、RCEP の合意の時期は未だ不透明ながらも、参加国は会合を重ね、合意への尽力を続けている。

経済連携協定の投資章は日本企業による海外投資が増加している現在において、投資の保護及び自由化に資する重要な規定である。日本は ASEAN10 カ国全てと二国間の経済連携協定または投資協定を有しており、その他の交渉参加国についてもニュージーランド (※) 以外の国とは、経済連携協定もしくは投資協定を締結済である。なお、ASEAN は RCEP の全ての交渉相手国と ASEAN プラス 1 の経済連携協定を有しているが、日本との協定においては、投資章は未だ締結されていない。

また、経済連携協定の投資章に係る日本の戦略としては、投資家保護と自由化の双方を含める内容とすることであるが、相手国との交渉の結果により、既存の各協定の内容は同一ではなく、保護・自由化の規定度合も異なる。

上記の背景を受けて、特に RCEP で自由化型の質が高い規定が盛り込まれれば、日本にとっては、ASEAN 諸国との既存の協定にみられるばらつきの解消等により、当該地域に進出する日本企業にとってより望ましい協定となり得る。また、RCEP 以外の交渉参加国に関しても、同様に意義がある。

本報告では、主に、RCEP 参加国と日本が締結済の経済連携協定及び投資協定の規定に係る分析に基づき、RCEP 投資章の日本にとっての意義について述べる。また、ASEAN 域内の投資協定 (ACIA) 及び既存の ASEAN プラス 1 協定の投資章等の分析により、質の高い内容の規定に向けた RCEP 交渉における困難または推進となりうる点の考察を含める。

※ニュージーランドは環太平洋パートナーシップ協定の参加国であり、同協定の署名により、近い将来においてその発効が見込まれる。

以上